

平成 23 年 6 月 20 日開催「小規模多機能型居宅介護事業者連絡会」での質問事項に対する考え方

Q1 「結果として月を通して入院した（つまり月を通して小規模多機能型居宅介護を利用し得なかった）場合には、当該月分の介護報酬の請求は見合わせる扱いとする」とあるが、入院月については月を通して入院していないため、報酬請求してよいということか。

A1 報酬請求ができないのは、結果として月を通して入院した（つまり月を通して小規模多機能型居宅介護を利用し得なかった）場合である。従って、入院月については報酬請求してよい。
ちなみに、退院月についても同様である。

Q2 A1 で報酬請求可能として、入院月は入院日までで日割りすることなく 1 か月分請求してよいか。また、退院月についても、退院日以降の日割りでなく 1 か月分請求してよいか。

A2 小規模多機能型居宅介護における日割り請求は、月途中での新規契約もしくは月途中での契約解除の場合しかないため、契約が継続する以上入院月及び退院月ともに 1 か月分請求してよい。

Q3 入院により契約解除が必要な場合であっても、本人または家族が契約の継続を望む場合には解除しなくてもよいか。

A3 基本的には契約の解除が前提となる。
なお、解除を行わず契約が継続する場合、登録定員の 1 名として取り扱うことに留意すること。

Q4 契約が継続する状況下で結果として月を通して入院していたが、その中に外泊があった場合、報酬請求は可能か。

A4 外泊期間は入院期間に含まれると解され、月を通して入院した状況に変わりがないことから、当該月分の報酬請求は見合わせる扱いとする。